

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第3条 サービスセンターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>〔略〕</p> <p>介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護に関すること。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>（利用の不承認）</p> <p>第8条 指定管理者は、前条第2項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>サービスセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>介護保険法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護に関すること。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>サービスセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）をき損するおそれがあるとき。</p> <p>〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

介護保険法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第8条〔略〕 2～14〔略〕 15 この法律において、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>— <u>居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅介護者についてのものに限る。</u></p> <p>— <u>居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。</u></p> <p>16〔略〕 17 この法律において「<u>認知症対応型通所介護</u>」とは、居宅要介護者であつて、認知症であるものについて、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。</p>	<p>第8条〔略〕 2～14〔略〕 〔新設〕</p> <p>15〔略〕 16 この法律において「<u>認知症対応型通所介護</u>」とは、居宅要介護者であつて、<u>脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「<u>認知症</u>」という。）</u>であるものについて、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。</p>

【施行期日】平成24年4月1日